

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年6月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年6月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

HARD OFF・OFF HOUSE霧島見次店・シュープラザ隼人店・西松屋隼人店
霧島市隼人町見次532番8 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出
令和2年1月29日

3 意見の概要

- (1) 騒音，振動その他公害防止関係法令を遵守し，周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意し，周辺住民への周知も図ること。

また，周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は，責任を持って対処すること。なお，店舗及び乗り入れ車両の照明・騒音等，深夜営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については，事前に周辺住民に十分説明を行い，営業開始後も十分留意の上対応すること。

なお，出店当該地については騒音規制法上の特定建設作業規制基準区域及び振動規制法上の特定建設作業規制基準区域に該当するので，実情に応じて適宜届出等を行うこと。

- (2) 事前に，霧島市景観条例に基づく届出，鹿児島県屋外広告物条例に基づく許可申請を市都市計画課に行うこと。
- (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外のため届出等は不要である。

工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は，現状を変更することなく速やかに教育委員会に連絡すること。